

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委託業務名	就学システム令和6年度税法改正に伴う改修業務
委託業務場所	大津市教育委員会事務局学校教育課
概要	税法改正（定額減税・森林環境税）に伴う、連携システムのレイアウト変更や、初回連携の作業支援など
契約期間	令和6年5月24日 から 令和6年6月14日まで
契約年月日	令和6年5月24日
契約金額	1,830,180円
契約の相手方	[所在地] 京都府京都市下京区四条通麿屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル [名称] 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	当該業者は、就学管理システムの開発業者であり、当該システムに関する技術に精通している。また今回の改修は、本市独自のカスタマイズ部分の改修であり、仕様分析やシステム連携時における確認、不具合があつた際の対応は、富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部しかできないため上記の業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。